

## 「佐賀県特別支援学校就労支援フォーラム」に参加しました

佐賀県教育委員会主催の「特別支援学校就労支援フォーラム」が10月12日(水)にメートプラザ佐賀にて行われました。このフォーラムは、多くの県内企業関係者に特別支援学校や障害のある生徒たちについて知っていただき、一般就労を希望する生徒の就職につなげることを目的に毎年行われています。



フォーラムは、県内に9校ある特別支援学校の代表生徒が参加し、学校紹介などの発表や授業で作った製品の販売などを行います。今回、ろう学校は発表をしました。生徒たちは、緊張した様子もありましたが、ろう学校のことや聴覚障害について、進路指導の取り組みなどを口話と手話で発表しました。しっかりと発表することができました。

このような校外での活動を通して、より多くの人にとろう学校だけでなく県内の特別支援学校への理解が広がり、障害のある生徒たちの進路選択の幅が広がることを期待しています。



ステージには手話通訳者もいて、情報保障がなされていました。



代表生徒3名は落ち着いて発表することができました。

## 進路のおはなし～「一般就労」について④

企業に就職をする際には、企業が出している「求人票」をもとに受験先を決めて応募（＝履歴書等の書類を提出）し、採用試験・面接を受け、合格すれば就職が決定となります。

今回は「求人票」についてお話します。

「求人票」とは、働く人（社員）を採用しようとする企業（会社）が働く内容や場所、給料や保険などの情報をまとめて記載した書類のことです。

「求人票」は、主に県内各所にあるハローワーク（公共職業安定所）で見ることができますし、最近ではインターネット上のハローワークのサイトから検索することもできます。

「求人票」には2種類あります。

### 高卒求人（学卒求人）

- ・ 3月末に卒業予定の高校生（学卒者）のみを対象とした求人票。
- ・ 有効期限が翌年3月（卒業）までであり、内定から入社までの期間が長い。
- ・ 9月～10月に採用試験・面接があり、合格すれば内定（就職決定）。

### 一般求人

- ・ 通常の求人票。
- ・ 就労継続支援A型事業所は一般求人。
- ・ 有効期限が3か月。つまり1月に企業が出した求人は3月まで応募が可能。
- ・ 基本的に1月～2月に採用試験・面接があり、合格すれば内定（就職決定）。
- ・ 障害者専用求人は主に一般求人扱いとなる。

（※障害者枠の高卒求人もあるが、内定後に企業で一般求人に変更している。）

ろう学校では、就業体験や事業所見学などを通じて、生徒・保護者と相談しながら希望する進路先をしばり、その事業所（企業、A型事業所）と雇用に関して相談・依頼をして、生徒用に求人票を作っています。

就職をする際には、「求人票」に記載されている情報をしっかり確認しておく必要があります。